

令和6年度東京都立瑞穂農芸高等学校全日制課程管理運営規程

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立瑞穂農芸高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

(※経営企画課長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。)

第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

- 1 部
教務部、総務部、生活指導部、進路指導部、実業部及び保健部を置く。
- 2 学年
第1学年、第2学年及び第3学年を置く。
- 3 学科

畜産科学科、園芸科学科、食品科及び生活デザイン科を置く。

4 教科

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、農業及び商業を置く。

(2) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、外国語に教科主任を置く。

5 企画調整会議

6 職員会議

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

8 委員会

次の各委員会を置く。

・ 学校安全委員会(生活指導委員会)

各学年の生徒の情報交換及び指導等に関する事。

・ 教育課程委員会

教育課程の編成及び実施における検討、連絡に関する事。

・ 教科書選定委員会

教科書の調査研究及び選定に関する事。

・ 図書資料選定委員会

図書室購入図書の選定等に関する事。

・ 施設委員会

学校施設、設備の検討、計画及び学校開放等に関する事。

・ パソコン委員会

パソコン教室・CALL教室等の施設、機器、教材の管理、TAIMS端末、成績等管理サーバ、校内サーバ、教育用ICT機器、ノートパソコン等の管理、教育用ICT機器の授業への活用方法の開発及び校内研修の実施に関する事。

・ ホームページ委員会

ホームページの作成・管理運営等に関する事。

・ 入学選抜業務委員会

入選業務の施行等に関する事。

・ PTA委員会

PTA活動の連絡及び支援等に関する事。

・ 同窓会委員会

同窓会活動の連絡及び支援等に関する事。

・ 安全衛生委員会

学校職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進に関する事。

・ 学校開放事業運営委員会

公開講座及び体育施設開放事業等の運営に関する事。

・ 省エネ委員会

校内での省エネの推進及び二酸化炭素の排出削減への啓発等に関する事。

・ 防災委員会

防災対策・避難訓練の企画・運営等に関する事。

- ・ 学校保健委員会
学校保健の企画・運営、生徒の安全・健康教育の推進等に関すること。
- ・ 業者選定委員会
学校行事等の業者選定に関すること。
- ・ 特別支援委員会
特別支援教育が必要な生徒に対する適切な指導及び必要な支援等に関すること。
- ・ 行事検討委員会
学校行事の実施時期や内容に関すること。
- ・ 学力向上推進委員会・言語能力向上推進委員会
学力向上および言語能力の向上に関すること。
- ・ 農業クラブ顧問委員会
農業クラブに関すること。
- ・ 家庭クラブ顧問委員会
家庭クラブに関すること。
- ・ 学校いじめ対策委員会
学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第 9 学校運営連絡協議会

第 10 防災教育推進委員会

第 11 学校サポートチーム

学校サポートチーム設置要綱に従い学校サポートチームを置く。

第 12 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第 13 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画課（室）長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、各学科主任、農場主任及び経営企画室各係長とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第14 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第15 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

(1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

(2) 「年間授業計画」に関すること。

(3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。

(4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。

(5) 定期考査及び学習評価に関すること。

(6) 教科書選定に関すること。

(7) 教務部との連絡・調整に関すること。

(8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

(9) 教科指導力の向上に必要なO J Tに関すること。

3 構成員

同一教科の再任用を含む全ての常勤の教員および実習助手とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評
定前（年3回）、O J T関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定す
る。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

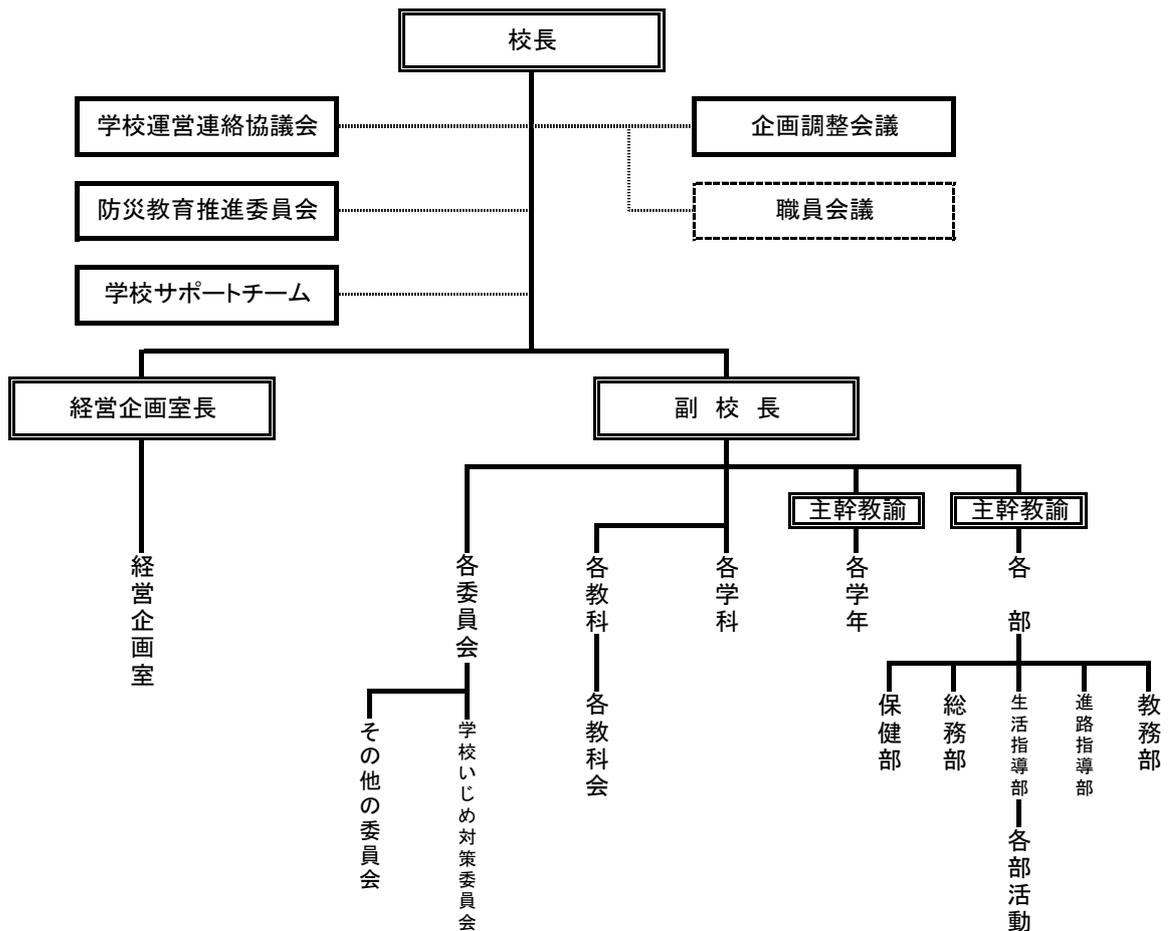
5 召集

教科会は、教務主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第16 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第17 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第18 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第19 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第20 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。